



令和8年8月10日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

法令違反の疑いがある旨の情報があったことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、一般貨物自動車運送事業の名義貸しが確認されたことなどから令和8年8月10日付けをもって、貨物自動車運送事業法に基づく「30日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

令和6年5月28日、同年6月3日及び同年同月17日に処分対象事業者の本社営業所に対し監査を実施したところ、名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第27条第1項）等、合計13件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：マルコ産業運輸 有限会社
- ・ 主たる事務所の位置：千葉県八街市砂782-6
- ・ 代表者名：岩澤 武

3. 処分内容

- ・ 処分年月日：令和8年8月10日
- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（千葉県八街市小谷流446-1）について、30日間の事業停止処分及び170日車（2両×56日、1両×58日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、中島

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年8月10日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	マルコ産業運輸 有限会社 代表者：岩澤 武 千葉県八街市砂782-6
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 千葉県八街市小谷流446-1
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分170日車
(5) 主な違反事項	名義の利用等の禁止違反（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月28日、同年6月3日及び同年同月17日に監査を実施。13件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1～3項） (2) 業務の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (3) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条） (4) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (5) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (6) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条） (7) 運行管理者の選任（解任）届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条） (8) 名義貸し（貨物自動車運送事業法第27条第1項） (9) 事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項） (10) 事業計画（各営業所に配置する事業用自動車数）の変更事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (11) 事業計画（営業所の位置（運輸局長が指定する区域内））の変更届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (12) 事業計画（主たる事務所の名称及び位置）の変更届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (13) 事業者の住所の変更未届出（貨物自動車運送事業法第60条第4項、貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第5号）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 47点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 47点